

# 介護施設・サービスの負担軽減制度

【詳細】 介護保険課介護給付係 ☎ 381・1067

▼介護施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）で、預貯金などが一定額（単身一千万円、夫婦二千万円）以下の方が、介護老人福祉施設などを利用する場合、【表1】の本人の収入状況などに応じた3つの段階により、食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

なお、介護保険制度の改正に伴い、平成28年8月から、第2段階の年金収入において、新たに非課税年金（遺族

年金・障害年金）を収入として加えることとなります。

▼介護保険サービスの利用の負担額

社会福祉法人などが提供する介護保険サービスを利用する住民税非課税世帯の方で、【表2】の要件をすべて満たす方は軽減を受けられます。ただし、食費、居住費および宿泊費の軽減を受けられるのは、負担限度額認定証をお持ちの方に限ります。



【表1】 介護施設サービス利用時費用軽減の区分

第1段階	世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も非課税）で、老齢福祉年金や生活保護を受けている
第2段階	世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も非課税）で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第3段階	世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も非課税）で、第2段階に該当しない

平成28年8月より変更

第2段階	世帯全員が住民税非課税（世帯分離している配偶者も非課税）で、合計所得金額と課税年金収入額と <b>非課税年金収入額</b> の合計が80万円以下
------	--

※すべての段階において、預貯金などが一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）以下であること。

【表2】 介護保険サービス負担額軽減の要件

(1)	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
(2)	預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
(3)	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
(4)	負担能力のある親族などに扶養されていない
(5)	介護保険料を滞納していない

※負担軽減は5つの要件すべてを満たす方です。

## 介護施設・サービス負担軽減の更新について

本年7月31日に期限が切れる「負担限度額認定証」や「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」をお持ちの方は、期間内に更新の手続きが必要です。申請は施設などが取りまとめる場合もありますので、各施設にご確認ください。なお、「負担限度額認定証」は申請書の様式が変更され、新たに収入などの記載が必要となります。

## 介護保険料納入通知書を送付します

6月中旬に、65歳以上の方の平成28年度介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）を送付します。

6月中旬に、65歳以上の方の平成28年度介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）を送付します。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたします。やむを得ない事情で期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。なお、納付が困難な方の負担を軽減するために、市独自の減免制度を設けています。次の減免対象の基準に該当する場合は、申請により保険料が減免される場合があります。

5. 世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下の方

### ●減免対象

### ●減免額

次の全てに該当する方  
1. 介護保険料の所得段階が第2段階、第13段階の方  
2. 世帯全員の前年の年金・給与の収入および他の所得の合計額が次の額以下の方  
・ 単身世帯：155万円  
・ 2人世帯：211万円  
・ 3人世帯：246万円  
以降、世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額。  
3. 他の世帯に属する税法上および健康保険上の扶養親族

決定した保険料から1段階下位の保険料との差額を減額します。（所得段階が第2段階の方は、第1段階の公費軽減前保険料との差額を減額します。）また、第1段階で老齢福祉年金受給者は、保険料が2分の1減額になります。

### ●対象保険料

6月30日(木)までに申請した場合は、平成28年度の年間保険料が対象です。それ以降に申請した方は申請した月から月割りで算定した額になります。

6月30日(木)までに申請した場合は、平成28年度の年間保険料が対象です。それ以降に申請した方は申請した月から月割りで算定した額になります。

### ●申請方法

平成28年度の介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）と、前年の収入が分かるもの（年金の源泉徴収票など）・印鑑・健康保険証・預金通帳をご持参のうえ、医療助成課または市役所大麻出張所で申請してください。

平成28年度の介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）と、前年の収入が分かるもの（年金の源泉徴収票など）・印鑑・健康保険証・預金通帳をご持参のうえ、医療助成課または市役所大麻出張所で申請してください。

【詳細】 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381・1403

# 急なお仕事、用事のとときに お子さんを短期間 お預かりします



## ショートステイ事業

病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭や学校などの行事への参加、転勤、出張などの理由で一時的に養育できなくなった児童を児童養護施設で短期間お預かりします。

利用期間：原則7日以内  
 利用施設：天使の園（北広島市）、光が丘学園（岩見沢市）  
 対象：市内在住の1歳以上18歳未満の方

### ショートステイ利用料金 1日につき

生活保護世帯	無料	
母子・父子家庭または、 市民税非課税世帯	満2歳未満	1,100円
	満2歳以上	1,000円
その他の世帯	満2歳未満	5,350円
	満2歳以上	2,750円

## トワイライトステイ事業

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に養育することが一時的に困難になった場合や、その他の緊急の場合に短時間お預かりします。

利用期間：月～土曜17時～22時、日曜・祝日は8時～22時。  
 利用施設：光が丘学園（岩見沢市）  
 対象：市内在住の18歳未満の方

### トワイライトステイ利用料金 1回につき

生活保護世帯	無料	
母子・父子家庭または、 市民税非課税世帯	月～土曜日	300円
	日曜日・祝日	350円
その他の世帯	月～土曜日	750円
	日曜日・祝日	1,350円

### 共通事項

※どちらの事業も施設までの送迎はありません。施設の状況によっては、受け入れできない場合もありますので、必ず事前にお問い合わせください。

### 申込・詳細

子育て支援課家庭相談担当 ☎ 381-1236

## 6/23(木)～29(水)は男女共同参画週間

期間中、情報図書館に男女共同参画に関する図書コーナーを設置します。ぜひお立ち寄りください。



## DVとセクハラ相談窓口

パートナーや交際相手からの暴力、職場でのセクハラなどは一人で悩まず、下記の窓口にご相談ください。

DV相談窓口	
江別市健康福祉部子育て支援室 子育て支援課家庭相談担当	☎ 381-1236
北海道配偶者暴力相談支援センター	
①石狩振興局保健環境部環境生活課	☎ 232-4760
②北海道立女性相談援助センター	☎ 666-9955
③北海道くらし安全局道民生活課	☎ 221-6780
男性のDV被害相談は、上記①・③のほか ☎ 661-3210 でも可	
北海道警察本部相談センター (プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話、PHSは#9110)	☎ 241-9110
江別警察署	☎ 382-0110
民間シェルター（女のスペース・おん）	☎ 219-7011
性暴力被害支援センター北海道 SACRACH (さくらこ) 運営：NPO法人ゆいねっと北海道	☎ 050-3786-0799
セクハラ相談窓口	
北海道労働局雇用環境・均等部指導課	☎ 709-2311 (内線3572)
DV・セクハラ相談窓口	
法テラス札幌（日本司法支援センター札幌地方事務所）	☎ 050-3383-5555
女性の人権ホットライン（札幌法務局）	☎ 0570-070-810

☎ 市民生活課市民協働担当 ☎ 381-1124  
 FAX 381-1070 Email=danjo@city.ebetsu.lg.jp

## 緊急サポートネット ワーク提供会員を募集

病児・病後児の預かりや宿泊を伴う緊急的な預かり・送迎ができる方を募集しています。事前に研修会への参加が必要です。研修会は無料。

日時：①6月29日(水)、②7月26日(火)、③8月17日(水)、④9月14日(水) ①③10時～16時、②④10時～15時。

会場：①野幌公民館、②市役所本庁舎、④市民会館  
 対象：子育ての援助活動に理解と熱意のある20歳以上の方

☎ 申込・詳細 NPO法人北海道子育て支援ワークーズ ☎ 632・5180  
 ☎ 381-1408

## 7/1(金) 第2回 職員採用ガイダンス

会場：えぼあホール  
(大麻中町 26-7)

- \*事前申込不要、当日は直接会場へ
- \*服装自由
- \*会場で試験案内を配布します

内容：具体的な仕事内容、平成28年度第二回採用試験の概要、職員の勤務環境など。消防職希望者向けの「消防ガイダンス」も同時開催します。

第1部 相談ブース	15時～16時30分
消防ガイダンス	16時30分～17時
第2部 相談ブース	17時～18時
第2部 相談ブース	18時～19時30分
第2部 相談ブース	19時30分～20時

☎ 職員課 ☎ 381-1007 FAX 381-1070  
 Email = shokuin@city.ebetsu.lg.jp



相談ブースでは、先輩職員が採用試験や勤務環境などの疑問にお答えいたします。お気軽にご参加ください。